

高等技術学校入学金・授業料の減免及び 納付の猶予・分納について(技術専門コース)

令和7年2月
香川県立高等技術学校

【入学金・授業料(前期・後期)納付時の減免】

1 制度の概要

高等技術学校で技術専門コース(電気システム科・自動車工学科・建築システム科・機械システム科)の職業訓練を受けるには、入学金(新入生のみ)及び授業料の納付が必要となります。

ただし、入学金及び授業料減免制度の対象となる場合、減免申請書を提出し、次の2(2)[1]①②③④(多子世帯については⑤も)の要件全てに該当していると認定されれば、申請に基づいて算定された所定の割合で入学金及び授業料が減免され、また、減免認定対象者となる可能性があれば入学金及び授業料の徴収猶予が認められる場合があります。

また、減免の認定を受けた後は、学業成績や収入状況等を再確認し、その内容により減免区分の変更や減免の停止・廃止、減免の遡及取消といった措置をとることとなっていますのでご注意ください。

申請時期・減免期間等については、次のとおりです。

申請時期	減免期間	対象経費
前期(2月13日～2月28日必着)	4月～9月	入学金及び授業料
後期(8月中旬～8月29日予定)	10月～3月	授業料

(注)過去に職業能力開発施設の授業料等減免対象者として認定を受けたことがある方及び認定の取消しを受けたことがある方は、本校において減免の認定適用を受けることが出来ません。

2 入学金・授業料減免の手続き

(1) 申請するかどうかの判断

まず、入学金と授業料の減免の要件に該当するかどうかの判断をしていただきます。

減免を受けるためには、次の(2)[1]①②③④の要件全てに該当する必要があります。

収入基準③が設けられているように、減免制度は申請者が市町村民税非課税又はそれに準ずる世帯に属する場合を想定した制度であるため、本人及び生計維持者(原則2名)の計3名の市町村民税の所得割額の合計額が51,300円(第IV区分は154,500円)以上になる場合は減免の対象となりません。

市町村民税の所得割額は、給与所得者で住民税が給与から控除されている方は、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」(勤務先から配布)、それ以外の自営業を営んでいる方は、「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」(市町村から郵送)で確認することができます(通知書の名称は、市町村によって異なります)。いずれも証明書等としては使用出来ませんので、所得割額確認後に市町村から所得と課税について証明する書類の交付を受けてください。

減免の区分に基づく令和7年度の入学金及び授業料の減免の金額は以下のとおりとなりますので、参考にしてください。

① 入学金(1年生のみ)

入学金の額は5,650円であり、減免の区分による減免金額は、5,650円(満額)、3,800円(2/3)、1,900円(1/3)、1,500円(1/4)となります。

② 授業料(前期・後期)

前期・後期ともに59,400円であり、減免の区分による減免金額は、59,400円(満額)、39,600円(2/3)、19,800円(1/3)、14,900円(1/4:※100円未満切上)となります。(※休学等があった場合には、月ごとに減免金額を算定する場合あり。)

(注)前期に1/4の減免を受け、後期にも引続き1/4の減免を受ける場合は、授業料年額118,800円から算出される減免金額29,700円(1/4)から前期に減免された14,900円を差し引いた額である14,800円が後期分として減免されます。

(2) 申請する場合の手続き

申請する場合、以下の[1]に記載している要件をすべて満たすことについて必要な証明書等(※)にて確認のうえ、[2]に記載している提出書類に添付し、申請してください。

※ 証明書等は、マイナンバーの記載が無いものをご準備ください。公共職業能力開発施設における授業料等減免事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の対象外で、マイナンバーが記載された書類は当校で受け取る事が出来ません。

[1] 入学金・授業料の減免の要件

次の①～④の要件を全て満たす場合に、入学金・授業料が減免となります。

要件	申請に必要な証明書等															
<p>① 国籍・在留資格等</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 日本国籍を有する者</p> <p>イ 法定特別永住者</p> <p>ウ 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者</p> <p>エ 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思があると校長が認めた者</p> <p>オ 在留資格が「家族滞在」であって、次のいずれにも該当する者</p> <p>①国内で出生又は12歳になった学年の末日までに初めて入国した者</p> <p>②日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者</p> <p>③高等技術学校の修了後も日本で就労して定着する意思があると校長が認めた者</p> <p>カ 在留期間その他の事情を総合的に勘案してオに掲げる者に準ずると校長が認めた者</p>	<p>【必要書類（外国籍の方のみ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」のコピー ・「特別永住者証明書」のコピー ・その他住民票の写し（コピー不可）等、在留資格・期限が明記されているもの ・在留資格が「家族滞在」の者については、入国日の証明書（出入国在留管理庁に開示請求をして取得する「出入国記録」等）又は日本で出生したことの証明書（「出生届出証明書」や「外国人登録原票」等） <p>※他は、③の必要な書類である住民票の写しで確認</p>															
<p>② 学業成績等</p> <p>ア 新入生</p> <p>次のいずれかに該当する者（学習計画書の提出があればOKです）</p> <p>A 平均成績が訓練科内で上位2分の1以上であること。</p> <p>B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること。</p> <p>C 高校卒業程度認定試験の合格者であること。</p> <p>D 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。</p> <p>イ 1・2年生</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>A 平均成績が訓練科内で上位2分の1以上であること。</p> <p>B 次のいずれにも該当すること。</p> <p>a) 受講した訓練時間があらかじめ定めた訓練時間の80パーセントに相当する時間以上であること。</p> <p>b) 学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。</p> <p>【注意】</p> <p>平均成績が訓練科において下位4分の1に属する場合や修得単位時間数が不足する場合、学修意欲が低い状況にあると認められる場合は対象となりません。</p> <p>※1年生後期で初めて申請する場合、「ア 新入生」の欄に示されている要件にも該当している必要があります（学習計画書の提出があればその他の証明書等の提出は不要です）。</p>	<p>【必要書類（新入生）】</p> <p>A 全体の評定平均値が記載された証明書（原本）</p> <p>C 高校卒業程度認定試験合格証明書（原本）又は合格証のコピー</p> <p>D 学修計画書（第10号様式） ※全員提出</p> <p>・アBの確認については、学校でいたします。</p> <p>【必要書類（1・2年生）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学修計画書は、申請者全員が必ず作成し、提出する必要があります。 ・ イA、Baの確認については、学校でいたします。 															
<p>③ 収入基準</p> <p>本人及びその生計維持者のそれぞれの市町村民税の所得割額の合計額が51,300円未満（第IV区分の多子世帯については154,500円未満）であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額算定基準</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第I区分</td> <td>100円未満</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>第II区分</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>第III区分</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>第IV区分 <small>（多子世帯に限る）</small></td> <td>51,300円以上～154,500円未満</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>★「生計維持者」（3 その他参照）</p> <p>父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。</p> <p>父母がいない場合、実態と異なる場合など、生計維持者が不明の場合は、必ず事前に御相談ください。</p> <p>（注）収入基準を判定するための所得・課税証明書は課税標準額、調整控除額、調整額、扶養親族の数、合計所得額、総所得金額等、本人該当区分の記載されたものが必要です（生活保護受給者は提出不要）。</p>	区分	減免額算定基準	減免額	第I区分	100円未満	全額	第II区分	100円以上～25,600円未満	2/3	第III区分	25,600円以上～51,300円未満	1/3	第IV区分 <small>（多子世帯に限る）</small>	51,300円以上～154,500円未満	1/4	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び生計維持者の「住民票の写し」（直近のもの。続柄記載。コピー不可。） 本人及び生計維持者が同一世帯である場合など1枚の住民票に複数名が記載されている場合、それらの方については1通の提出で可。 ※生計維持者の確認のため追加資料の提出を求められることがあります。ひとり親の場合は戸籍謄本等（婚姻歴がわかるもの）の提出が必要です。 ・本人及び生計維持者の所得と課税について証明する書類として、 <p>【前期】</p> <p>令和5年分の所得の証明書又は「令和6年度市・町・県民税（所得）課税証明書」（いずれも原本）</p> <p>【後期】</p> <p>令和6年分の所得の証明書又は「令和7年度市・町・県民税（所得）課税証明書」（いずれも原本）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月1日時点の生活保護受給証明書（原本）又は生活保護決定（変更）通知書のコピー（該当者のみ） <p>※申請月が1月～5月の場合は前年1月1日時点のもの</p>
区分	減免額算定基準	減免額														
第I区分	100円未満	全額														
第II区分	100円以上～25,600円未満	2/3														
第III区分	25,600円以上～51,300円未満	1/3														
第IV区分 <small>（多子世帯に限る）</small>	51,300円以上～154,500円未満	1/4														

<p>④ 資産基準額</p> <p>本人及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準に該当すること。</p> <p>生計維持者が2人の場合：2,000万円未満</p> <p>生計維持者が1人の場合：1,250万円未満</p> <p>★「資産」（3 その他参照）</p> <p>現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等</p>	<p>・申請者の自己申告による</p>
<p>⑤ 第Ⅳ区分適用対象の多子世帯</p> <p>扶養される子供が3人以上の世帯で、申請者自身も生計維持者の扶養親族である子の場合が該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期申請 前々年の12月31日時点で生計維持者の地方税法上の扶養親族である子申請者を含めが3人以上。 ・後期申請 前年の12月31日時点で生計維持者の地方税法上の扶養親族である子申請者を含めが3人以上。 <p>※多子世帯については、そのQ&Aが日本学生支援機構のHP（アドレス https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/_icsFiles/afiel_dfile/2024/04/10/daiyonkubunfaq_1.pdf）に掲載されていますので参考にしてください（Q&Aは本校のHPにもリンクを掲載）。</p>	<p>【前期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者の令和5年分の所得と令和6年度の課税について証明する書類に記載されている扶養親族の状況により人数確認（令和5年12月31日時点） <p>【後期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者の令和6年分の所得と令和7年度の課税について証明する書類に記載されている扶養親族の状況により人数確認（令和6年12月31日時点） ・証明書類に記載されている扶養親族の内、生計維持者の扶養親族である子（申請者本人を含む）の人数については申請者の自己申告による

[2] 申請書の提出

1の制度概要に示している申請時期の期間内に、次の書類を作成のうえ、[1]に記載している必要な証明書等を添付し、高等技術学校高松校総務課に提出してください。

[1]の減免要件を満たしていると認められた場合には、令和7年4月入校のための入学金（1年生のみ）及び令和7年度前期分（令和7年4月分～令和7年9月分）・後期分（令和7年10月分～令和8年3月分）の授業料（1年生・2年生）が（1）①、②の区分により減免されます。

減免の認定は前期については令和7年3月中旬までに、後期については令和7年9月中旬までに行い、申請者に通知する予定です（授業料等の納付について、申請中の方は通知を待ち対応してください。）。

入学金及び授業料の減免認定が納期限までに間に合わない場合は、徴収猶予の手続きをしてください。

提出書類	作成上の注意等
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（第1号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢について、前期は令和7年4月1日現在、後期は令和7年10月1日現在で記入してください。 ・申請書の作成にあたっての注意事項に留意してください。
申請者本人及び生計維持者に関する申告（第1号様式別紙1）	<ul style="list-style-type: none"> ・資産額は、申請者（あなた）と生計維持者（原則父母の2名）それぞれについて、1万円未満を切り捨てた整数で記入してください。 ・資産が無い方は、「0」と記入してください（空白は不可）。

○ 生活保護受給証明書は、次の場所で発行しています。

福祉事務所名	管轄区域	所在地	電話番号
香川県東讃保健福祉事務所	木田郡・香川郡	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8254
香川県小豆総合事務所	小豆郡	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1418
香川県中讃保健福祉事務所	綾歌郡・仲多度郡	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9960
高松市福祉事務所	高松市	高松市番町1-8-15	087-839-2343
丸亀市福祉事務所	丸亀市	丸亀市大手町2-4-21	0877-24-8848
坂出市福祉事務所	坂出市	坂出市室町2-3-5	0877-44-5007
善通寺市福祉事務所	善通寺市	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6309
観音寺市福祉事務所	観音寺市	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3930
さぬき市福祉事務所	さぬき市	さぬき市寒川町石田東935-1	0879-26-9902
東かがわ市保健福祉事務所	東かがわ市	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1228
三豊市福祉事務所	三豊市	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3015

3 その他

- ・ 減免の決定等があった後、年度途中で減免等の事由に変更が生じたり、減免等の事由のいずれにも該当しなくなった場合は、速やかに高等技術学校 高松校 総務課に連絡してください（例：「生活保護を受給しなくなった」「母子世帯等であったが再婚した」「児童養護施設から退所した」など。）。
- ・ それを受け、改めて減免の認定が必要となる場合は、書類の追加提出を指示します。授業料の減免等の事由のいずれにも該当しないことが確認された場合には、減免等の事由が消滅した翌月以降の期間の授業料の減免等が取り消されます。書類の提出がない場合も、同様の措置をとることとなります。

・ 生計維持者の考え方

i	父母がいる場合	父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。) ※戸籍や住居が分かれている場合も、原則父母が生計維持者となる。
ii	父母がいない場合	父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる(例えば、父母を亡くした後、叔父が訓練生の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が、学生本人が自身の配偶者の被扶養者となっている場合は配偶者が生計維持者となる)。該当者がいない場合(独立生計の場合)は、訓練生本人が生計維持者となる。
iii	社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合	父母の有無を問わず、独立生計と見なす。

※ 生計維持者については、その解説やQ & A (在学採用)が日本学生支援機構のHP (アドレス <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeizisya.html>) に掲載されていますので参考にしてください(Q & Aは本校のHPにもリンクを掲載)。

・ 資産の内容

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 注)貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) 注)宝石(指輪等)は含まない。

4 適格認定

入学金・授業料の減免の認定を受けた全ての方について、半年ごとに学業成績及び収入状況等を再確認する手続きを行います。

確認事項	実施時期	対応
学業成績等	前期授業料減免申請時 (4月分から反映) 後期授業料減免申請時 (10月分から反映)	<p><廃止></p> <p>次の1～4のいずれかに該当するときは、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき認定を取り消し、減免を打ち切ることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修了できないことが確定したこと。 2 出席時間数が標準時間数の5割以下であること。 3 訓練への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当(連続警告)すること。 <p>※連続警告の2回目が<警告>2にのみ該当している場合、翌期の学業成績等が「廃止」及び「警告」のいずれにも該当しなければ再度減免を受けられます。</p> <p><警告></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出席時間数が標準時間数の6割以下であること。(前の「廃止」区分の2に掲げる基準に該当するものを除く。) 2 成績評価が訓練科における下位4分の1の範囲に属すること(次のア、イに該当する場合を除く。) <p>ア 学校における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合</p> <p>イ 社会的養護を必要とする者で、学校における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 訓練への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前の「廃止」区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。) <p><遡及取消></p> <p>学業成績等が著しく不良であると判断されるときは、半期の初日に遡って認定を取り消します。また、素行不良等の理由で退学や謹慎(3か月以上)の処分を受けたときは、学年の初日に遡って認定を取り消します。それぞれ取り消された期間について減免していた入学金及び授業料を納付していただきます。</p> <p><停止></p> <p>1か月以上3か月未満の停学、謹慎又は訓戒の措置を受けたときは、減免措置を停止し、当該期間に係る授業料を納付していただきます。</p>
収入状況等	後期授業料減免申請時 (10月分から反映)	最新の本人及び生計維持者の課税(所得)証明書等により確認し、基準に照らして、減免区分の変更や減免の停止を行い、10月分からの減免に反映します。

【家計が急変した世帯に属する場合】

1 家計が急変した世帯に属する場合の要件及び証明書等について

【入学金・授業料(前期・後期)納付時の減免】2(2)ア①②④の要件を満たし、次の「家計急変の事由」に該当する場合に減免対象となります。

[1] 家計急変の事由の要件

要件	申請に必要な証明書等
<p>家計急変の事由</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>A 生計維持者の一方(又は両方)が死亡</p> <p>B 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難</p> <p>C 生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業事由に該当する場合に限る。)</p> <p>D 生計維持者又は本人が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</p> <p>a) 上記A～Cのいずれかに該当</p> <p>b) 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生</p> <p>※生計維持者の離婚又は失踪。定年退職等、非自発的失業に該当しない離職。雇用保険に加入していない生計維持者(会社経営者等)の離職については、被災した場合(上記Dに該当する場合)を除き、対象とはなりません。</p> <p>(年2回実施する定期的な申請をして審査を受けることは可能)</p> <p>E 申請者が父母等による暴力等から避難するために①「児童福祉法」の児童自立生活援助又は措置援助を受ける場合、②「売春防止法」の定める施設等へ入所等することになった場合又は①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった場合</p>	<p>【必要書類】</p> <p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人及び生計維持者の住民票の写し ※ 生計維持者の確認のため追加資料の提出を求められることがあります。 本人及び生計維持者の課税(所得)証明書 ※ 課税標準額、調整控除額、調整額、扶養親族の数、合計所得額、総所得金額等、本人該当区分の記載されたもの 生活保護決定(変更)通知書等の写し(該当者) 急変後の収入状況が確認できる書類(給与明細書等) <p>(事由ごと)</p> <p>A 戸籍謄本(抄本)又は住民票除票(死亡日記載)</p> <p>B 医師による診断書及び雇用主による病気休職の証明</p> <p>C 雇用保険受給資格者証(1・3・4面)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受給資格者証が発行されない場合は雇用保険被保険者離職票(離職年月日・離職理由コードの記載要)及び事情書 <p>D 罹災証明書及び確認書類</p> <p>E 公的機関による保護証明書</p> <p>児童福祉法所管部署、婦人保護施設、生活困窮者自立支援制度におけるシェルターや公的施設以外の民間シェルター等</p>

[2] 申請書の提出

家計が急変する事由が生じた場合、原則として家計急変事由の発生から3か月以内に、上記[1]に記載している必要な証明書等を申請書に添えて、高等技術学校高松校総務課に提出してください。

上記[1]の要件を満たしていると認められた場合には、一定期間減免されますが、減免認定が納期限までに間に合わない場合は、徴収猶予の手続きをしてください。

なお、提出する申請書等、手続きの詳細については、高等技術学校高松校総務課にご相談ください。

2 申請時期・減免期間等

申請時期、減免期間及び減免される授業料等は次のとおりです。

申請時期	家計急変事由発生の発生時期	減免始期	対象経費
随時	ア 入校前(入校前年の1月から入学月の前日まで)に家計急変の事由が生じたとき	入校年度の4月に申請を行ったとき 4月	入学金及び授業料
		5月以降に申請を行ったとき 認定月	
	イ ア以外の場合	認定月	授業料

3 適格認定

次により学業成績及び収入状況等を再確認する手続きを行います。

確認事項	実施時期	対応
学業成績等	前期・後期授業料減免申請時	2入学金・授業料減免の手続きにより認定された者と同様
収入状況等	3か月毎	最新の収入状況等が確認できる書類により確認し、基準に照らして、減免区分の変更や減免の停止を行います。

【入学金及び授業料の納付の猶予又は授業料の分納を受ける場合】

1 納付の猶予及び分納に係る要件及び証明書等について

納付の猶予及び分納に係る申請書及び証明書等の提出を受け、次の要件に該当し必要性を校長が認める場合、入学金及び授業料の納付の猶予又は授業料の分納を受けることができます。

要 件	申請に必要な証明書等
<p><納付の猶予></p> <p>経済的理由及びやむを得ない事情により、入学金・授業料の納付が困難であり、かつ、優秀と認められる者で、減免認定対象者となる可能性があるとして校長が認める場合。</p>	<p>【入学金・授業料(前期・後期)納付時の減免】</p> <p>2 入学金・授業料減免の手続きの要件①から④に示す書類</p> <p>※減免申請の際に、(第11号様式)を併せて提出してください。</p>
<p><分納></p> <p>授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)の減免対象となる者に準じる場合であって、納付期限までに授業料を納付することが困難であると校長が認める場合(注 減免対象者は該当しません)。</p> <p>※授業料の分納が許可された場合、毎月分の授業料は、前月の20日までに納付すること。</p>	<p>同上</p> <p>※分納が認められた期間、授業料1か月分を毎月納付してください。</p>

2 申請時期・猶予期間

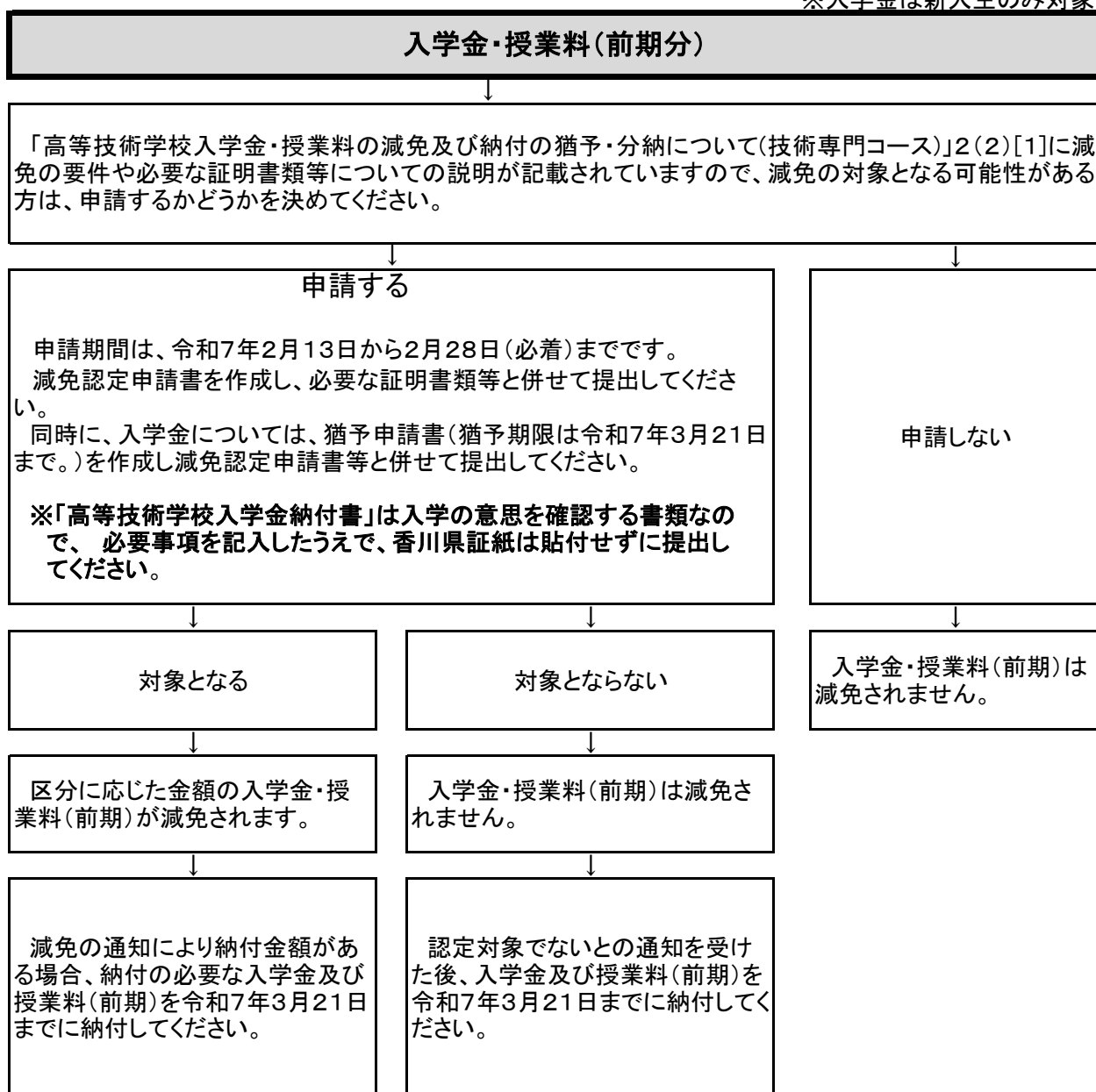
申請時期、猶予期間は次のとおりです。

申請時期	猶予期間
前期授業料減免申請時 後期授業料減免申請時	必要と認められる期間

詳細については、香川県立高等技術学校 高松校 総務課 (087-881-3171) にお問い合わせください。

新入生・新2年生用減免等手続きフローチャート

※入学金は新入生のみ対象



※授業料の分納を希望される方は、総務課までご相談ください。